

宇美町スポーツ少年団単位団補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、スポーツ・文化活動等を通じて青少年の健全育成を目的に活動している団体に対しての補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象団体)

第2条 この要綱に基づく補助金を交付する対象団体は、宇美町スポーツ少年団に登録された団体をいう。但し、年度途中で登録された団体は、当該年度の補助金は交付しない。また、次の年度から交付金を受けようとする団体は、12月末までに登録の手続きを完了しておかなければならない。

(補助金交付)

第3条 本部長は、前条の規定に基づく団体に対して、単位団の活動に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。なお補助金の分類は別途定める、基礎額(一般運営補助金)・報奨額(指導者手当)・加重額(団員数)とする。

(補助金交付申請)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする単位団は、役員及び団員名簿・事業報告・決算書・規約を本部長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 本部長は、前条の規定により補助金交付申請の提出があったときは、その内容を役員会に図り、適正と認めるときは補助金の交付の決定を行い、対象団体に通知するものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 補助金の交付を受けた単位団は、善良なる管理者の注意をもって活動を行い、補助金の使途を明確にし、他の用途に使用してはならない。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた単位団の目的外使用が明らかになったとき、または活動しなかったときは、本部長はその団体に対して補助金の全部または一部を取り返し返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第7条 単位団は、活動に係わる経費の収支を明らかにした書類、帳簿を常に整備しておかなければならない。

(実績報告)

第8条 単位団は、年間事業が完了したときは、速やかに事業報告をしなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、本部長が役員会に図り別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月26日から適用する。